

由利本荘市結婚新生活支援事業実施要綱

令和5年4月3日

改正 令和6年3月19日

改正 令和7年3月6日

改正 令和7年10月1日

改正 令和8年3月26日

(目的)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、少子化対策及び人口減少対策の強化を図るため新規に婚姻した世帯の住宅の取得、賃借、リフォーム及び引っ越しに係る費用に対し、予算の範囲内で交付する由利本荘市結婚新生活支援事業費補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 第7条又は第11条の規定による申請の日の属する年度(以下「申請年度」という。)の前年度1月1日から申請年度3月31日までの間に婚姻届を提出した又は受理された夫婦をいう。
- (2) 支払期間 申請年度4月1日から申請年度3月31日までの期間をいう。
- (3) 住宅取得費用 支払期間に、婚姻を機として市内の住宅(建物に限る。)を取得するために支払った費用をいう。
- (4) 住宅賃借費用 支払期間に、婚姻を機として市内の住宅を賃借するために支払った費用のうち、当該住宅に係る賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、対象となる費用から当該住宅手当に相当する額を控除する。
- (5) リフォーム費用 支払期間に、婚姻を機として市内の住宅をリフォームするために支払った費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築及び設備更新等の工事費用をいう。
- (6) 引越費用 支払期間に、婚姻を機として市内の住宅に引越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (7) 資格認定 新婚世帯のうち第7条に定める交付申請を同条第2項に定める提出期間に行うことが困難である者に対して、申請年度の翌年度に限り同条に定める交付申請を行う資格があることを認めることをいう。
- (8) 講座受講等 国、地方公共団体、医療機関又は民間事業者等が実施する、次のいず

れかに該当する講座等の受講、動画の視聴及び相談であって、申請年度に実施したものをいう（オンラインによるものを含む）。

ア ライフデザイン支援に関するもの

イ プレコンセプションケアに関するもの

ウ 妊娠又は出産に関する相談

エ 家事又は育児の分担に関するもの

（補助金の交付）

第3条 市は、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成17年由利本荘市規則第41号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

（交付対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者は、新婚世帯であって、次の第1号から第7号までのいずれにも該当する世帯（以下「新規補助世帯」という。）又は第1号、第5号、第7号及び第8号のいずれにも該当する世帯（以下「継続補助世帯」という。）とする。

- （1）申請時に、夫婦の双方又は一方の住民基本台帳に記録されている住所が当該申請に係る住宅の住所となっていること。
- （2）夫婦ともに婚姻日（婚姻届を提出した又は受理された日をいう。以下同じ。）における年齢が39歳以下であること。
- （3）世帯の所得（補助金の交付申請日における直近の所得証明書をもとに、夫婦の合計所得金額を合算した額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額を世帯の所得とする。
- （4）夫婦の双方が講座受講等を行っていること。ただし、家事又は育児の分担に関するものについては、その内容や参加対象者を踏まえ、市長が認めるときは、夫婦のいずれか一方の受講等をもって要件を満たすものとする。なお、申請の時期等により当該年度内に講座受講等を完了することが困難であると市長が認める場合は、講座受講等の予約又は誓約をもって要件を満たすものとする。
- （5）住宅取得費用、住宅賃借費用及びリフォーム費用に対し、他の公的制度による補助等を受けていないこと。
- （6）夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付（他自治体が実施する当該制度と同様の趣旨による事業の補助金の交付を含む。）を受けたことがないこと。

(7) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号）第2条及び第4条による制限措置に該当しない者であること。

(8) 申請年度の前年度に補助金の交付決定又は資格認定を受けた世帯（他自治体で交付決定を受けた世帯を除く。）であって、第6条第1項に定められた1世帯当たりの補助上限額（以下「上限額」という。）に、交付を受けた補助金が達しなかった世帯。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、別表に掲げるもののうち、支払った額を領収書等により確認できるものとする。

（補助金の額）

第6条 新規補助世帯の補助金の額は、住宅取得費用、住宅賃借費用、リフォーム費用及び引越費用の合計額とし、次の各号に掲げる金額を上限とする。この場合において、年齢区分は、婚姻日における年齢とし夫婦いずれかの高い方により判定する。

(1) 29歳以下の場合 1世帯当たり60万円

(2) 39歳以下の場合 1世帯当たり30万円

2 継続補助世帯の補助金の額は、住宅取得費用、住宅賃借費用、リフォーム費用及び引越費用の合計額とし、上限額から申請年度の前年度に当該夫婦に交付した補助金額を差し引いて得た額を限度とする。

3 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、次の第1号から第3号までに掲げる書類は申請日から起算して3ヶ月以内に取得したものに限り。

(1) 結婚世帯の戸籍謄本もしくは婚姻届受理証明書（婚姻日が確認できるもの）

(2) 住民票の写し（結婚世帯分）

(3) 所得証明書（結婚世帯分。ただし、継続補助世帯は除く）

(4) 前年分の貸与型奨学金の返還額証明書の写し（該当者分のみ）

(5) 売買契約書、工事請負契約書、賃貸借契約書等の写し（該当分のみ）

(6) 領収書等支出を証明できるものの写し

(7) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（該当者分のみ）

(8) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例施行規則（平成25年由利本荘

市規則第41号)第3条第2項にかかる同意書並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則(平成28年由利本荘市規則第34号)第8条第2項の同意書は、この要綱に規定する納税等状況調査同意書(様式第6号)をもって替えるものとする(結婚世帯分)

(9) 講座受講等に関する申告書兼誓約書(様式第7号)

(10) 講座受講等を実施していることがわかる資料

(11) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は次の期間内に前項の申請書及び関係書類を提出しなければならない。

申請者区分	申請書提出期間
申請年度の前年度1月1日から申請年度2月末日までの間に婚姻届を提出した又は受理された夫婦の申請者及び継続補助世帯の申請者	申請年度7月1日から申請年度3月15日までの期間。ただし、申請年度3月16日から申請年度3月31日までの間に対象経費となる支出がある場合は、申請年度3月31日までの提出とする。
申請年度3月1日から申請年度3月31日までの間に婚姻届を提出した又は受理された夫婦の申請者	申請年度3月1日から申請年度3月31日までの期間

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、結婚新生活支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに市が指定する請求書により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。

(2) 第4条に掲げる要件を満たさないことが判明したとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更した

ときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(申請年度の翌年度に補助金の交付を受ける者の資格認定)

第11条 資格認定を受けようとする者は、申請年度の末日までに結婚新生活支援事業資格認定申請書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、次の第1号から第3号までに掲げる書類は申請日から起算して3ヶ月以内に取得したものに限る。

- (1) 結婚世帯の戸籍謄本もしくは婚姻届受理証明書(婚姻日が確認できるもの)
- (2) 住民票の写し(結婚世帯分)
- (3) 所得証明書(結婚世帯分)
- (4) 前年分の貸与型奨学金の返還額証明書の写し(該当者分のみ)
- (5) 売買契約書、工事請負契約書、賃貸借契約書等の写し(該当分のみ)
- (6) 講座受講等に関する申告書兼誓約書(様式第7号)
- (7) 講座受講等を実施していることがわかる資料
- (8) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し認定の可否を決定し、結婚新生活支援事業資格認定(不認定)決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(実施期間)

第12条 補助事業の実施期間は、令和12年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則(令和6年3月19日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月6日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年10月1日)

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和8年3月26日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 要綱第4条第4号については、令和8年度に限り、市の事情により講座等の準備が間に合わない場合は、講座受講等の予約又は誓約をもって要件を満たすものとする。

別表（第5条関係）

費用区分	補助対象経費	補助対象外経費
住宅取得費用	婚姻を機として取得した市内の建物の購入費用。ただし、婚姻日より前に取得した住宅にあつては、婚姻を機として取得した住宅であつて、その取得日（鍵が引き渡された日）が婚姻日から起算して1年以内であること。	土地購入代、住宅ローンに係る手数料・利息等
住宅賃借費用	<p>婚姻を機として賃貸借契約を締結した市内の住宅の賃借費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料。ただし、婚姻日より前に賃借した住宅にあつては、婚姻を機として賃借した住宅であつて、その賃借日（賃貸借契約期間の初日）が婚姻日から起算して1年以内であること。</p> <p>※夫婦の一方が婚姻を機とせず又は婚姻日から起算して1年超前に賃借していた住宅に、婚姻を機に同居する場合は、同居開始後に生じた費用に限り対象とする。</p> <p>※夫婦の一方が婚姻を機とせず又は婚姻日から起算して1年超前に賃借していた住宅に、婚姻を機とせず同居していた場合は婚姻日以降に生じた費用に限り対象とする。</p>	<p>鍵交換や清掃の費用、賃借保証料、火災保険料、更新料、水道光熱費、駐車場代等</p> <p>※生活保護による住宅扶助等を受給している場合にあつてはその全額を補助対象経費から控除する。</p>
リフォーム費用	婚姻を機として実施した市内の住宅のリフォーム費用（住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用）。ただし、婚姻日より前にリフォームした住宅にあつては、婚姻を機としてリフォームした住宅であつ	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫、車庫に係る工事費用 ・門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用 ・エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の家電製品の更新に係る費用 ・自ら工事する、友人に手伝ってもらう等によりリフォームした際の材

	て、そのリフォーム日（リフォーム工事が完了した日）が婚姻日から起算して1年以内であること。	料費等
引越費用	婚姻を機として市内の住宅に引っ越すためにかかった費用のうち、引越業者又は運送業者への支払いに関する実費。ただし、婚姻日より前の引越にあつては、婚姻を機とした引越であつて、その引越日（引越荷物を運送した日）が婚姻日から起算して1年以内であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら運送する、友人に手伝ってもらう等により引越した際のレンタカー代や燃料代等 ・旧家や新居の清掃費用や不用な家具の処分、エアコンの移設に関する費用 ・新たに購入した家具などを新居へ直接配送するための費用